

スーパー定期「はじめましてよきん」

(2025年9月8日現在)

商品名	スーパー定期「はじめましてよきん」	
ご利用いただけるお客様	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫とはじめてお取引いただく個人のお客様、または定期預金をご利用いただいていない個人のお客様 ※本「はじめましてよきん」はお一人様につき1回限りお申しいただけます。 	
ご利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなご資金でのお預け入れに限らせていただきます。 ※京都信用金庫に既にお預け入れいただいている定期預金の解約による預け替えの取扱いはできません。 	
期間	・6ヵ月	
預入金額	<ul style="list-style-type: none"> ・30万円以上300万円以下(1円単位) ※お一人様300万円を上限とさせていただきます。 	
利息	適用金利	・固定金利(預入時に通帳に表示する金利を満期日まで適用します)
	計算方法	・付利単位を1円として、1年を365日とする日割計算
	利払方法(頻度)	・満期日以後に一括して支払います。
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・利息には、20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 	
手数料	_____	
満期前解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、解約日の普通預金金利により預入日から解約日の前日までの日数で計算した満期前解約利息とともに支払います。 	
種類	・自動継続式	
満期日の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・初回満期日にスーパー定期6ヵ月ものに自動継続し、自動継続後の適用金利は継続日におけるスーパー定期6ヵ月もの金額階層別店頭表示金利を適用します。 	
金利情報の入手方法	・金利については窓口までお問い合わせください。	
苦情処理措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話075-211-2111)にお申出ください。	
紛争解決措置	紛争解決措置 紛争解決においては、上記お客様相談室、また全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)をはじめとする他の機関でも受け付けています。お申出により京都弁護士会紛争解決センター(電話075-231-2378)等で紛争の解決を図ることもできます。また、各弁護士会紛争解決センター等に直接申立ていただくことも可能です。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の各弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、当該地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。ホームページでも公表しています。詳細については窓口までお問い合わせください。	

その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none">・夢ネット支店、ATMおよび京都信用金庫アプリ「てのひら京信」等での取扱いはできません。・その他金利優遇サービスによる定期預金金利上乘せの重複適用はありません。・通帳式のみの取扱いとなります。・「総合口座」の担保定期預金に組み入れることができます。(貸越金利は担保定期預金の約定金利に0.5%上乘せした金利)・マル優利用資格を有するお客様はお申出によりマル優の取扱いができます。・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険制度によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。・預金保険制度の詳細については、窓口までお問い合わせください。
--------------	--